

# 持続化給付金 と 小規模事業者持続化補助金 の違い

	持続化給付金	小規模事業者持続化補助金 【コロナ特別対応型】	小規模事業者持続化補助金 【一般型】
どうすれば貰えるか？	申請者の要件(条件)に当てはまっており、滞りなく <b>申請すれば100%貰える</b>	申請者の要件(条件)にあてはまっており、申請し、なおかつ事務局に <b>審査され採択(合格)されれば貰える</b>	
対象事業者	個人事業主 または法人 <b>(※法人であれば幅広く)</b>	一定の従業員数の小規模事業者である 個人事業主や中小企業 (法人の種類によっては該当しない場合があり、 「持続化給付金」よりも <b>該当範囲は狭め</b> )	
どんなお金が貰えるの？	コロナの影響で、 <b>令和元年と比べて、令和2年で売上高が減った月があれば、それに応じた金額</b> (委細計算式あり)	顧客との非接触型の事業転換や、 従業員のテレワーク制度など、 <b>コロナ対策を講じるための施策</b> や、その他、新商品の開発や販路拡大を図るために出、費したり投資したりする費用に応じた金額	<b>新商品の開発や販路拡大</b> を図るために出費したり投資したりする費用に応じた金額
条件金額	個人事業主:最大100万円 法人:最大200万円	補助対象経費の(施策を講じるために支払う金額)の <b>2/3</b> にあたる額。 最大100万円	補助対象経費の(施策を講じるために支払う金額)の <b>2/3</b> にあたる額。 <b>最大50万円</b>
申請方法	<b>比較的簡単</b> ただし現在のところオンライン申請のみ	事業計画書を作成しなければならないなど、 「持続化給付金」よりも <b>手間と時間がかかる</b> 。 郵送でもオンラインでも申請可能。	
入金日	<b>申請後2週間程度</b> で 指定口座に入金	原則として、経費を支払った後、 証明書類等と一緒に交付申請書を提出してからの <b>後払い</b> (概ね最初の申請から7~9カ月後) ただし、採択後(合格後)に <b>すぐ入金してもらえる制度あり</b>	原則として、経費を支払った後、 証明書類等と一緒に交付申請書を提出してからの <b>後払い</b> 。 (概ね最初の申請から7~9カ月後)
申請期間	<b>令和3年1月15日まで</b> ならいつでも (コロナが収束すれば終了の見込み)	第1回締切 令和2年5月15日 第2回締切 令和2年6月5日 <b>その後も募集がある予定</b> (コロナが収束すれば終了の見込み)	第1回締切 令和2年3月31日 第2回締切 令和2年6月5日 第3回締切 令和2年10月2日 第4回締切 令和3年2月5日 <b>その後も募集がある予定</b> (コロナ関係なく継続)
その他	自分で直接申請	地元の商工会議所もしくは商工会からの <b>支援を受けて申請しなければならない</b> 。	

※随時加筆修正していく予定です。(令和元年5月1日現在)

作成:行政書士法人スマイル

※こちらの表は、やや抽象的に表現したものですので、詳細はオフィシャルの申請要綱などをご確認下さい。